

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 25 条第 3 項第 5 号の規定による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年立川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 世帯主又はこれに準ずる職員（行(1)4級職員及び行(1)5級職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、<u>満34歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、<u>月額15,000円以上</u>の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの</p> <p>(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員かつ前号に定める年齢の要件を満たす職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、配偶者が居住するための住宅を借り受け、<u>月額15,000円以上</u>の家賃を支払っているもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>7,500円</u></p> <p>3及び4 ……略……</p> <p>附 則</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 世帯主又はこれに準ずる職員（行(1)4級職員、<u>行(1)5級職員及び定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条において同じ。）のうち、<u>満60歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、<u>月額12,000円以上</u>の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの</p> <p>(2) 第10条の4第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、世帯主又はこれに準ずる職員であるもののうち、配偶者が居住するための住宅を借り受け、<u>月額12,000円以上</u>の家賃を支払っているもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>12,000円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>6,000円</u></p> <p>3及び4 ……略……</p> <p>附 則</p>

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条の3第1項第1号の改正規定（「、行(1)5級職員及び定年前再任用短時間勤務職員」を「及び行(1)5級職員」に改める部分及び「満60歳」を「満34歳」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

2～7 ……略……

8 改正後の条例第9条の3第1項の規定の適用については、施行日から令和6年3月31日までの間、同項中「月額15,000円以上」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については月額13,000円以上、それ以外の職員については月額11,000円以上」と、同年4月1日から令和7年3月31日までの間、同項中「月額15,000円以上」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については月額14,000円以上、それ以外の職員については月額10,000円以上」とする。

9 改正後の条例第9条の3第2項第1号の規定の適用については、施行日から令和6年3月31日までの間、同号中「15,000円」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については13,000円、それ以外の職員については11,000円」と、同年4月1日から令和7年3月31日までの間、同号中「15,000円」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については14,000円、それ以外の職員については10,000円」とする。

10 改正後の条例第9条の3第2項第2号の規定の適用については、施行日から令和6年3月31日までの間、同号中「7,500円」とあるのは「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については6,500円、それ以外の職員については5,500円」と、同年4月1日から令和7年3月31日までの間、同号中「月額7,500円」とあるのは

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2～7 ……略……

「満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員については7,000円、それ以外の職員については5,000円」とする。	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。